平成２６年（フ）第６４５号
広島県東広島市黒瀬町南方1541番地１
破産者　佐伯　美香
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
広島県福山市日吉台１丁目13番２号
破産者　藤川　恭市
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２０号
広島県福山市御幸町大字森脇157番地の10、住民票上の住所広島県福山市本郷町2819番地２
破産者　安藤モータースこと　安藤　真規
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６９号
広島県三次市十日市中２丁目７－６　中央マンション302、住民票上の住所広島県三次市十日市東３丁目８番１号
破産者　キャプスこと　藤谷　和樹
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５８号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｈ棟403号、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷577番地２－102号
破産者　亀澤さゆり
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
宮崎県延岡市恒富町３丁目３番地24
破産者　榎田　　亮
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１０７１号
福岡市西区今宿上ノ原175番地248
破産者　山田　敏広
１　決定年月日　平成26年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４８号
福岡市南区高宮１丁目５番６－403号
破産者　笠　　洋子
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９８０号
福岡県大野城市瓦田１丁目11番34号　ベルウッド206号
破産者　佐々木啓一
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５１号
福岡市早良区西新４丁目４番４号
破産者　塘田千津子
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５４号
福岡市東区高美台２丁目50番７－301号
破産者　調　ひろ子
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５１号
福岡市東区原田１丁目24番37－803号
破産者　森崎祐美子
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１１号
福岡市中央区地行２丁目１番25－434号
破産者　大石　直美（旧姓岩田）
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１０号
福岡市早良区有田３丁目11番７－502号
破産者　吉永智久美
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４０号
福岡市博多区東月隈２丁目５番６号
破産者　松本　義幸
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０５号
福岡市博多区博多駅前１丁目18番15号
破産者　東京音楽協会こと　西山　朋良
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２００号
沖縄県浦添市西原２丁目10番25－105号　宮荘
破産者　島尻　和夫
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２０号
沖縄県豊見城市字宜保124番地２　プランドールＫ102号
破産者　宮里　淳一
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２１号
沖縄県豊見城市字宜保124番地２　プランドールＫ102号
破産者　宮里　美香
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部